

旭川医科大学予算管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年8月19日学長裁定)

旭川医科大学予算管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学予算管理細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (予算編成方針案) 第3条 学長は、会計規程第10条第1項に規定する予算編成方針案の作成にあたり、事前に大学運営会議に諮るものとする。 2 学長は、予算編成方針を会計規程第8条第2項に規定する予算責任者（以下「予算責任者」という。）に示さなければならない。 (予算案の作成) 第4条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、当該予算単位の年間計画の実施に必要な予算案を作成し、会計規程第8条第4項に規定する分任予算総括責任者（以下「分任予算総括責任者」という。）に提出しなければならない。 2 分任予算総括責任者は所掌する予算単位に係る予算案を取りまとめ、会計規程第8条第3項に規定する予算総括責任者（以下「予算総括責任者」という。）へ提出しなければならない。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年8月19日から施行し、令和7年7月1日から適用する。</u>	(略) (予算編成方針案) 第3条 学長は、会計規程第10条第1項に規定する予算編成方針案の作成にあたり、事前に大学運営会議に諮るものとする。 2 学長は、予算編成方針を会計規程第8条第2項に規定する予算責任者（以下「予算責任者」という。）に示さなければならない。 (予算案の作成) 第4条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、当該予算単位の年間計画の実施に必要な予算案を作成し、会計規程第8条第5項に規定する分任予算総括責任者（以下「分任予算総括責任者」という。）に提出しなければならない。 2 分任予算総括責任者は所掌する予算単位に係る予算案を取りまとめ、会計規程第8条第3項に規定する予算総括責任者（以下「予算総括責任者」という。）へ提出しなければならない。 (略)

【改正理由】

令和7年7月1日付役員人事に伴い，所要の改正を行うものである。